



議案第八号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年参月廿日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「三万六千円」を「四万七千円」に改める。

第六条中「三万六千円」を「四万七千円」に、「六万五千円」を「八万一千円」に改める。

第二十条第三項中「六万五千円」を「八万一千円」、「三万六千円」を「四万七千円」に改める。

第二十二条第二項の表中「六万五千円」を「八万一千円」に、「九万一千円」を「十一万一千円」に、「三万六千円」を「四万七千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。